

第 1 3 期  
東京都福祉のまちづくり推進協議会  
第 4 回 専 門 部 会

令和 4 年 1 0 月 2 6 日

(午前10時05分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。遅れまして申し訳ございません。

ただいまから、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会第4回専門部会を開催いたします。

私は本日、事務局を務めます、東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。まず、本日の会議次第です。続いて、配付資料でございますが、資料1-1、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会における意見、資料1-2、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申案、資料2、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定見直しの考え方(案)」に対するご意見、続いて、参考資料です。参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例、参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱、参考資料3、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿、また、会議室で出席の方には、資料以外に冊子を5点お配りしております。東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて 意見具申、東京都福祉のまちづくり推進計画、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、区市町村・事業所のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン、心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック、この5点の冊子は、会議終了後、回収しますので、お帰り際には、そのまま机の上に置いていただきますよう、お願いいたします。

以上、資料の不足がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の皆様のご参加状況をご報告いたします。本日は、オンラインでご参加していただいている方を含め、20名の委員の方にご出席いただく予定となっております。

大島委員、星加委員、三宅委員、菊地委員については、ご都合により欠席をされております。

また、岩佐委員の代理で、一般社団法人日本ホテル協会参事、橋本様にオンラインでご出席をいただいております。また、市橋委員は、遅れてご参加する予定かと存じます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 高橋です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命をされておりますので、ご紹介をいたします。

財務局建築保全部、茂木技術管理課長でございます。

○茂木技術管理課長 茂木でございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、栗原建築企画課長でございます。

- 栗原建築企画課長 栗原でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、和田安全施設課長でございますが、本日は、中村統括課長代理が代理で出席をしております。
- 中村統括課長代理 中村です。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、本日は業務都合により、北川主事が代理で出席をしております。
- 北川主事 北川です。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございます。
- 小峰建築課長 小峰でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介します。
- 都市整備局都市基盤部、飯箸交通政策担当課長でございます。
- 飯箸交通政策担当課長 飯箸でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、篠共生社会推進担当課長は、本日、業務都合により欠席となっております。
- それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、高橋よりご挨拶を申し上げます。
- 高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。委員の皆様には、お忙しい中、この専門部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。
- 本日は、新型ウイルスの感染症の予防という観点から、オンラインと、そして、この会議室でということ、両方でさせていただいているところでございます。円滑な議事進行にどうぞご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- さて、7月に開催いたしました、第3回、前回の専門部会では、来年1月の意見具申に向けて、具体的な、本格的な検討に入るための骨子を示したところでございます。皆様から様々なご意見をいただきました。本日はそのご意見を反映させたところを、皆様にお示しして、ご議論をいただきたいと思っております。どうぞ本日も皆様の豊富なご経験、また知見を基に、ご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。まず、当会議は公開となっております。また、本日、オンラインにて傍聴の方がいらっしゃいます。併せて会議の議事録につきましては、東京都ホームページで、後日、公開をいたします。
- また、本日の会議は、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催をしておりますので、それぞれご注意いただきたい点がございます。委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃったり、また、本日、オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、恐れ入りますが、ご発言の際は、冒頭にお名前をつけていただくよう、よろしくお願いいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様へのお願いでございます。ご発言の際は、机の上に備付けのマイクの真ん中のボタンを押していただいて、赤いランプが点灯したら、ご発言をお願いいたします。ご発言した後は、同じボタンを押して、マイクの電源を切っていただければと思います。また、せきエチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いでございます。本日、イヤホン、またはヘッドホンの着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外は、マイクを常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態にしますと、ご自身の周辺の音が、会場に聞こえてしまう可能性がございますので、ご協力をお願いいたします。

また、発言の際は、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、あるいはご自身で手を挙げていただければと思います。

また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択し、メッセージを送信願います。もしメッセージが送信できない場合は、本日の会議の案内メールが事務局から届いているかと思いますが、そちらに返信する形でメールをお送りいただければと思います。

注意事項については、以上でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さん、おはようございます。高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間になりましたので、早速、会議次第に沿いまして、進めたいと思います。

先ほど、高橋部長のほうからご挨拶ありましたけれども、来年の1月に向けて、この13期の後半戦ということになると思います。東京2020大会以降の最初の意見具申という形になりますので、大変重要な時期に差しかかっているというふうに思いますので、最後まで、お一人お一人気を抜かないで、文言等のチェック、テーマの課題のチェックをお願いしたいというふうに思います。

それでは、お手元の議事次第がありますが、早速、進めたいと思います。

最初の(1)ですが、第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申の検討ということです。よろしくお願いいたします。

私のほうで、一応画面を見ているんですけども、ひょっとしてオンラインの方々の挙手を見過ごしてしまう可能性があるかもしれませんが、そのときにはマイクをオンにして、そのまま話をしていただいても構いません。こちらのほうで、コントロールさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから、まず、資料の説明をお願いしたいと思います。よろし

くどうぞお願いをします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1-1につきましては、前回、第3回の専門部会でいただいた意見の一覧でございます。基本的には、委員の皆様にはいただいたご意見を本日、お示しの資料1-2、意見具申案の中にご反映しておりますので、委員の皆様には、ご意見の反映の仕方、内容が十分かどうか、適切かどうかという観点でチェックをいただければと思っております。

続きまして、資料1-2、意見具申案でございます。前回、骨子をお示しさせていただいて、様々ご意見をいただいたものを文書の形に落とし込んだものになっております。本日、この文書の意見具申の素案にご意見をいただいて、それを反映したものを、12月の次回の専門部会で、また、お示しをする予定でございますが、そこが都度、最終版という形になりますので、お気づきの点がございましたら、ご意見を様々賜ればと思っております。

表紙のところ構成になっております。12期の意見具申と大きく変わりませんが、第1章はこれまでの進展、第2章が国等の動向、第3章としまして、2020大会を契機として進んだ進捗状況、第4章が、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性という一番重要な部分になるかと思っております。

おめくりいただきまして、3ページが、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展になっております。福祉のまちづくりが、取組が東京都で始まったときからの経緯を記しております。最新の状況ですと、4ページにありますとおり、昨年10月、だれでもトイレの表示をなくしまして、規則改正を行ったというものが最後の取組となっております。

その次が、福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進ということ載せております。

さらに次のページ、5ページ目になりますけれども、分野別のバリアフリー化の進捗状況というところで、前回の専門部会でお示した段階と、ちょっとステータスは変わっておりませんので、令和3年度末の実績を、今、庁内で評価を行っております。その評価を行った結果が、次回の専門部会でお示しするものには反映できるかと思っております。

委員の皆様にはいただいたご意見として、取組の成果については、到達点ですとか、改善点、といったところを分かるように記してほしいというご意見がありますので、その点に留意して、これから評価を進めてまいりたいと思っております。今回は、令和2年度末のものがそのまま載っている状態ということでございます。

続きまして、11ページが、国等の動向ということでございます。この間の動きとしましては、一番最後の○ですけれども、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケー

ション施策推進法」が制定・施行されましたので、前回の資料にこれを加えております。

ほかにも、これは漏れじゃないかというものがありましたら、本日も結構ですし、会議終了後も結構ですので、ご指摘をいただければと思います。

12ページに移りまして、バリアフリー法の関係でございます。ここについても、漏れがありましたら、ご指摘をお願いいたします。

13ページが、学校施設のバリアフリー化に関することでございます。これも前回と大きくは変わってございません。

14ページですが、第3章、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況というところで、これも前回とはあまり変わっていませんが、1点、16ページになりますけれども、手話言語条例が議会提案で成立・施行を9月にしておりますので、そちらを追加しております。

続きまして、17ページが第4章、バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性というところでございます。基本的な考え方、骨格等々は、前回と一緒にございます。

続きまして、18ページからが、それぞれの柱の部分になります。時間の都合もありますので、基本は委員の皆様のご意見を反映した点ですとか、前回から変更があったところを中心に、ご説明をさせていただきます。駆け足になりますけれども、ご了承をいただければと思います。

まずは一つ目、「当事者参画」についてですけれども、大会後も、レガシーとして継承していくと。そのための解決のポイントというところですが、前回お示したものが、事業者側から見て、こういうところが課題だと、マイナスの部分だったのと。利用者側の視点での記載がなかったというところがございましたので、マイナスの課題というよりは、こういうメリットが、当事者参画することで得られるということで、ちょっと書きぶりを変えております。さらに利用者側の視点というのを加えております。事業者側については、前回の裏返しですけれども、効果とか、手法が認識しやすくなるとか、コスト、工期の状況も踏まえて、対応が明確になる。どこまで意見を反映するかというのが見えてくるというところでは。

利用者側のメリットでございますけれども、法令とか、マニュアルどおりに整備されているけれども、利用できないという事態が改善されると。あるいは意見が合わないというような状況でも、対話で合意形成を図ることが重要であることが認識できるという2点を挙げてございます。

その次でございますが、また、当事者参画については、社会貢献の機会の拡大にもつながるということで、様々な方策で増やしていく必要があると。ただ、依然、その機会は限られているということで、今までの実施例としましては、福祉のまちづくり協議会ですとか、バリアフリー基本構想の協議会などに委員として活動と。あるいは、福祉によって、街歩きサポーター等に登録をいただいて、点検の際に活用いただいているところを挙げさせていただいております。

今後の方向性についてでございます。目的、手法などのポイントなどをまとめるというところで意見具申の中に入れられればと思っております。この情報共有を図ることによって、事業者側も、利用者側も、参加者全員が同じ認識で当事者参画に参加できるようにすることが重要というところでです。

19ページですけれども、③を追加しております。どのような事例をこの中で紹介するかというところですけれども、参画によって、事業者等の意識改善が生じて、当事者参画の重要性を認識したような事例というのが紹介できればと思っております。

ポイントのイメージでございます。目的について、誰もが使いやすい施設環境実現というところでです。

効果についてですけれども、一つ目が、優先的な整備内容が検討しやすくなる。

二つ目、「環境要因に沿った使いやすさ」を実現できる。

三点目で、前回いただいたご意見を踏まえまして、アクセシビリティに加えてユーザビリティの観点から整備の水準を向上するという点を加えてございます。

手法については、三つで、できる限り組み合わせて、実施をします。

それから、事後点検については、しっかりここに位置づけまして、「使いやすいかどうか」の検証を行って、維持管理面の工夫による改善を図るだけではなくて、ほかの施設の事前検討にもつなげるということを加えております。

その次ですけれども、この当事者参画というのが、バリアフリー整備だけではなく、行政における様々な福祉のまちづくり施策の意思決定においても、当事者が関与する機会についても増加させていくということについて、追加をさせていただいております。

続きまして、2、心のバリアフリーについてでございます。こちらについては、現在の認知度49.9%から、2030年度末までに、75%に引き上げるということが目標であります。

解決のポイントとしましては、心理的な要因の解消ですとか、教育との連携というところになりますけれども、今後の方向性の1点目でございます。ご意見いただきましたように、心のバリアフリーを、関心のない人も含めて、理解していただくためには、分かりやすく共有しやすい言葉、自分ごと化しやすい形での発信というところで、その例を載せております。こういう表現がよろしいのかどうかというところですか、こういう要素も入れたほうがいいのかということをご意見いただければと思っております。

次の◆になりますけれども、多様な人々の生活支援と組み合わせて情報発信とするということで、3STEPを踏むことの重要性は強調しつつ、その声をかける側だけではなくて、かけられる側、双方向でのコミュニケーションというのを意識できるようなイメージで発信をするということにしております。

イメージしやすい発信の例というのを加えさせていただきました。

STEP1、理解するという部分の例としまして、「精神障害のある方にどう対応し

てよいか分からなくて不安」とか、「盲導犬と一緒にだと入店を断られる」とか、こういう無理解とか、思い込みからバリアが生まれるというところで、そこをほぐしていくというところが、ここの例になるかと思っております。

それから、STEP 2の例としましては、「白杖を持っているから、困っているだろう」という思い込みで、いきなり誘導するのではなくて、まずは声をかけて、どのような配慮が必要か、双方向でコミュニケーションを取ることが必要であることを紹介すると。声をかけた側は、断られることがあることも理解して、その人にとって、必要な配慮ということを行うことが大切であるということ強調していくと。

声をかけられた側も、必要がない場合には、そのことを相手が理解できるように発信するということが大切であると伝えるというところがポイントかと考えております。

それから、STEP 3の例としましては、聴覚障害のある方に手話で対応してほしいと言われた場合も、手話のできる人に代わったり、また、筆談で対応したりと、柔軟な対応を取るというところになるかと思えます。

サポートを受ける側の人も、あくまで相手に対応可能なサポートを提案できることが大切であるということも強調してはどうかということで、例として入れてございます。

その次の◆が、適正利用についてでございます。なかなか各設備が、どういう目的で設けられているかということを知らないことによって、不適正利用が起きているというところもありますので、どのような人が、どうしてそれが必要なのかということが分かるように言うと。当然、目に見える理由だけではなくて、目に見えない理由ですとか、様々な理由でそれぞれの設備を利用している人がいるということに気づくというところが、また一歩ではないかということ記載しております。

それから、サポート企業との連携については、従業員の方への浸透というところが重要なステージになっていると思えます。従業員の方に浸透すれば、自ら抱えているプロジェクトの中で、いろいろ業界内で横展開をしたりですとか、他業種への波及というところで落とし込めるというところになるかということでございます。

続いて、教育との連携については、バリアフリー基本構想で教育啓発特定事業を行っているところだけではなくて、全ての学校で事業が展開されるよう、教職員の負担にも配慮しながら、効果的な方法を検討していくというところが必要であるというところでございます。

続きまして、3、ハード整備と連動したソフト対策の充実というところでございます。

情報バリアフリーに関しましては、バリアフリー情報の自主的な発信ですとか、バリアフリー法で明記がされました、区市町村への情報の提供、こういったところを具体的に進めるように、施設管理者等に働きかけをすると。

あとは合理的配慮の提供、こちらは条例だけではなくて法律のほうでも義務化が、交付から3年以内にされる予定というところの状況というのも捉えた方向性になるのかなというところでございます。



解決のポイントとしましては情報バリアフリーについては、情報の分かりやすさとか、情報量に差があったりですとか、エリア内で施設管理者が異なる場合に、連続的に情報が得られないというところで、利用者の視点に立った一体的な情報発信というのが重要と。

それから、合理的配慮に関しましては、ハード面での環境の整備とか、あるいは利用者の方の申出のあった方法による、合理的配慮の提供というのは難しいという場合もあるかと思いますが、やはり建設的な対話を通じて、代替措置をしっかりと選択すると。そういう柔軟な対応ということは重要であるというところと。あと障害者以外の方、全ての利用者に対して、やはり合理的な配慮の提供が重要であるというところはメッセージとして言っていくところかなと考えております。

今後の方向性についてでございますけれども、情報バリアフリーにつきましては、施設管理者等による自主的な情報発信ですとか、オープンデータ化を促すというところで、情報提供項目を意見具申の中に整理するとなっております。こちらを事業者や区市町村等に共有をしまして、各施設管理者等は、フロアレイアウトなどの案内設備ですとか、ホームページ上での情報発信の際に参考とするものと。ただ、こちらの意見具申に入れた情報提供項目というものだけを情報発信すればいいという勘違いというか、そこが足りなくなってしまうので、あくまで最小限のものであって、利用者の状況ですとか、施設用途・規模に応じて、ニーズに沿った情報発信を行うことに留意するということが併せて記載をしております。

次の23ページが、情報提供項目でございます。トイレ、公園、道路、宿泊施設の客室、それから、鉄道駅・自由通路・地下街・駅前広場等が、一体的な、面的なエリアというところで一つにしております。

前回から加えたところとしましては、道路のところの音響式信号機、ここはやはり利用可能時間ということで、時間制限があるものが多いということですので、利用可能時間についても、できれば情報発信をしたほうがいいというところで加えております。

宿泊施設の客室については、二つ目の議題のところにもあります、バリアフリー条例の基準ですね。これに適合した一般客室というところもしっかり情報発信をしてもらうという必要があるというところがございます。

情報提供項目のイメージについては、以上でございます。

続きまして、次の◆が、合理的配慮のところでございますけれども、バリアフリー化された施設はもとより、ハード設備が行えない場合も含めて、必要な人的サポートですとか、配慮の工夫を具現化できるように、各施策を強化していくというところです。

鉄道駅、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーなどで合理的配慮で求められるものというところで、第12期の意見具申にも同様のことは記載をしておりますが、そちらを入れております。

①の鉄道駅の2パラグラフ目ですが、ご意見いただきましたように、無人改札口、無

人駅における対応でございますけれども、事務室に連絡する手段がインターフォンしかない場合でも、ほかの改札口ですとか、近隣の主要な旅客施設等から人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行うというところでございます。

あと乗り継ぎに関しましては、事業者間の連携というのを入れております。

続きまして、24ページが四つ目、ハード面でのバリアフリー化の推進というところでございます。

2020大会の東京版ガイドラインですとか、アクセシビリティ・ワークショップを踏まえて整備されて水準というのを継承していくというところでございます。

二つ目の○の例示のところでありますが、ちょっと漏れている視点としましては、多くの施設で異性の介助・同伴が必要な人、あるいはトランスジェンダー等で男女別トイレを使いにくい人に配慮して、男女共用トイレが車椅子使用者用トイレとは別に設けられたというところで、昨年作成しました、ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックの中には、事例を掲げておりますけれども、こちら現状、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの中では、取り扱っておりません。そういったところが反映できるかなというふうに考えております。

解決のポイントでございますが、継承が必要な整備項目等を抽出して、必要に応じて見直しを検討すると。ちょっと先ほど申し上げましたが、今後の方向性として、男女共用トイレ等をマニュアルで位置づけるというところでございます。

それから、専門部会の中で意見をいただきました、観覧席・客席の整備基準につきましては、東京版ガイドラインとの相違点を比較して、必要に応じて見直しを行うというところでございます。

25ページに観覧席・客席の現行の整備基準を載せております。前回のものに加えて、付加アメニティ座席とか、乳幼児連れ、知的・発達・精神障害者等が周囲の気兼ねなく観覧できる観覧スペースというのも加えております。

ほとんどアクセシビリティ・ガイドラインを作成した段階で、条例施設整備マニュアルの望ましい整備等、あるいはサイトラインの義務化など、反映はしておりますので、その反映漏れみたいなのところのチェックになるかと思っております。

現状ちょっと違うかなと思ったところが、可動式とするかどうかというところで、福祉のまちづくり条例ですと、望ましい整備で可動式とするとなっておりますが、バリアフリー法の誘導基準の中には、車椅子席の数のカウントの中で、可動席スペースを含むとなっております。やはり可動席ということを加えることによって、整備が進むことを考えるとすると、福祉のまちづくり条例のマニュアルの表現もある程度そろえる必要があるのではないかなというところでございます。

あと付加アメニティ席については、福祉のまちづくり条例ですと、席を設けるということだけ書いておりますが、アクセシビリティ・ガイドラインの中では、1%用意することが望ましいということで、数の基準も含めておりますので、この辺りが一致してい

ないところに当たるのではないかなと考えているところでございます。

以上が整備基準についてです。

その下の◆は、バリアフリー基本構想と連動した場合の財政支援策のところは変えてございません。

それから、これからさらにハード面でやっていくべきこととしましては、やはり鉄道駅でワンルートの整備がほとんど進みましたけれども、ホームドアの設置というのを引き続き計画的に進められるように、効果的な支援をするという要素を加えております。

また、道路のバリアフリー化についても、計画的に引き続き続けるというのを加えております。

次、26ページでございます。バリアフリーの推進に関するその他の検討事項というところで、マニュアル改訂の項目については、今、各局と調整をして、引き続き反映する内容を精査しているところでございます。

もう一点、前回まで入れておりませんでした。災害時の対応については、第12期の意見具申の中でも入れておりますので、それについては、ちょっと触れる必要があると考えております。

ひとまず、前回の第12期の意見具申のフレーズというのを、基本的には引っ張ってきておりますので、ここについても本日、ご議論いただければと思っております。今年度、東京都の地域防災計画を改訂する予定でございます。それも見据えて、意見具申に載せるべき要素などがありましたら、ぜひ、ご意見をいただければと考えております。

27ページで、今後の方向性のところでございますけれども、国のガイドラインの中で当事者参画ですとか、心のバリアフリー、情報のバリアフリーについても、それぞれ位置づけが進んでおりますので、福祉のまちづくり条例、施設整備マニュアルの中でも、できるだけこういった要素を入れられるようにというところは、意見具申に書いていただいた上で、行政のほうでその反映というところをしっかりと考えたいと考えております。

それから、災害時のところについては、12期のものを基本的には引っ張っておりますけれども、一番最後のところ、応急仮設住宅の計画的なバリアフリー化というものを加えてございます。

駆け足になりましたが、資料の説明については、以上でございます。

○高橋部会長 ご説明ありがとうございました。全体的にボリュームがありますけれども、基本的にただいまのご説明は、皆様方からいただいたご意見を反映した部分について、ご説明をいただきました。その確認につきまして、併せてお願いをしたいところですが、資料1-1で、最初に資料の説明がありましたけれども、主な意見ということまでこれまでいただいておりますし、それから、その途中でも、いろいろといただいている部分について、反映できているところがあるかというふうに思います。

それでは、これから少し時間を取っていますので、1時間ほど議論できるという予定

になっておりますけれども、資料1-2について、皆様方からのご意見をいただければというふうに思います。分厚いですが、最初の第4章が、とても重要な部分になるのですけれども、第1章から第3章まで、これまでの経緯というところになります。令和3年度につきましては、今の説明でも、現在、精査、評価中ということなので、ちょっと遅れるかもしれませんが、取りあえず、第1章から第2章、第3章までの書きぶりについて、これでいかどうかというところについて、ご意見をいただければというふうに思います。

ページにつきましては、何ページからでも結構ですので、16ページまででしょうかね。そこまでの間で、第何章でも、お気づきの点がありましたら、お願いをしたいと思います。オンラインの皆さんも、遠慮なくご発言いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、慌てる必要はないんですけども、少しもう一度確認をしていただいて、ご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

ありがとうございます。では、佐藤さん、よろしく願いいたします。

○佐藤委員 大変申し訳ございません。前回、欠席しておりましたので、もう議論済みかと思うのですが、ちょっと気になったところとしては、第1章の5ページ、7ページとして、施策の概要、(1)誰もが円滑に移動できる公共機関や、というところと。

(2)全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備というところで、ポイントは、例えば、地域の住民と連携しながらとか、高齢者や障害者などの当事者参加の取組によりというふうなことが書かれているのですが、この成果としてまとめられているのは、物的な環境整備がどのぐらい進んだかというようなところだけですので、もし可能であるならば、どういう取組をして、こういう結果になったのかというところが触れられていると、この施策の概要で求めているところがやられているんだとか、後に当事者参加でいえば、課題だというところが、今後、進めていかなければいけないところがまとめられていますので、その前提としても、重要なポイントになるのかなというふうに思った次第でございます。

申し訳ございませんが、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。特に7ページですと、実際の実績の数値的な部分も重要なんですけども、それに併せて、その間のプロセスについての施策の概要が書かれている。これに対して、どういうふうに答えていくか、記述していくか、結果はどうなのかということも触れたほうが良いというご意見だというふうに思います。ここは事務局、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるように、施策の概要のところに入っている要素については、取組の成果のところ、どういうふうに進んだかが分かるように記載することが重要ということは気づきましたので、そういう観点で評価の取りまとめをしていきたいと思っております。次回、そちらをお示しで

できればと思っております。

以上でございます。

- 高橋部会長 佐藤さん、ご意見ありがとうございました。少し中身が見えるような形で取り組んだ実績のプロセスを表現をできるように、少し修正をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

引き続き、どちら様かいらっしゃいますか。どなたか。

会場のほうから、市橋委員、お願いいたします。

- 市橋委員 ごめんなさい。言語障害があるのでマスクをやっていると全く分からなくなってしまいますので、こういう形で発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

意見具申に関して毎回疑問に思っているのは、このまちづくり推進協議会に知事から諮問を受け、知事に返していくということですね、こういうのは。そうすると、東京都として基本的にどういうことをやらなければいけないのかというのが、もうちょっと明確に書いたほうがいいんじゃないか。経過が書いてあるかもしれないけれども、知事、あるいは行政に対して、こういうことをやって、僕1回やっばり、オリパラによって続いた面もあり、それが行政的にどうか、この部分に書くか分からないけれど、そういう意味では、これは本当に言っているかどうかはあれだけど、昨今で言えば、東京オリンピックが、本当に金まみれになっていたという報道もある。非常に僕らは悲しいことであり、特に僕らは競技場づくりにおいて、本当に努力したと思うのですね。僕は、皆さんも現場なんかを見て、そういうところはやはりああいうことが公共交通だけじゃないと思いますけれども、ああいう汚職まみれだったところを僕らはやっばり非常に残念に感じ、都民に関しても、僕がかえって、ここへうまく書くことによって、ああいう金まみれのオリンピックだけじゃなくて、本当に都民がバリアフリーに関しても努力しているんだと、かえって書くことによって、都民の理解というのか、僕は増していくと。だから、ああいうところを頑張りは頑張りとしてみんなと書いて。もちろんアスリートが頑張ったという部分もあるけれど、そういうところがあるんだということを、やはり知事にきちんと、知事も組織委員会の運営に携わった一人ですからね、そういうところを書いたほうがいいんじゃないかなと、僕は思って、そこが非常に重要かつ、それを書かないと非常に曖昧になってしまうんじゃないかなと。そういうところ、そういう意味では、状況が変わった、バリアフリーだの、僕はこの委員会でも何回も言い、ほかに、福まちでもよく言っているのは、バリアフリーの考えがオリンピック、国際パラリンピック委員会の基準を変えていくことによって、僕らも変わったというところと言えらるので、そこら辺のところをちょっときちんと書いたほうがいい。

それから、もう一個、僕は精査して読んでないので、もしかしたら書いてあるかもしれないけど、やはりこれまでのまちづくりの初期的な段階から、障害者団体が、条例をつくる前から、僕らは言ってきたということ。ここら辺もちょっと書いていただきたい

など、計画してそれから始めたときは基準づくりから始まったんじゃないかと、基準を作るという世論があったということもちょっと書いたほうがいいんじゃないかなと、ここを見て、強く感じましたので、お願いしたいと思います。

- 高橋部会長 市橋さん、ありがとうございます。市橋さんのご意見は、先ほど佐藤さんのご発言と少し似ているところがありまして、意見具申の性格といいますか、在り方の問題も一つはあるかというふうに思います。やはり協議会に大きく言えば、後半の第4章も全く同じなんですけれども、協議会に諮問されたので、協議会の性格でもって、都民のほうにというような、そこに都民の気持ちがきちんとならっていくような、この協議会の皆さん方、参加している皆さん方の意思が伝わっていくような、そういう書きぶりというのはあるのではないかという、ちょっと別な表現で申し訳ないのでも、そんなことがまず一つあると思います。

それから、繰り返し市橋委員からもご発言いただいているところですが、やはりこの福祉のまちづくりの答申をやるたびに、何度も同じ答申が、何度もといいますか、2年ごとに出てくる形になりますけれども、それでもやはり初期段階のことについては、丁寧に触れておいたほうがいいのではないかなというふうなこと。これにつきましては、事務局のほうのご意見も多分あると思いますけれども、どこかでこの答申に入れるか、あるいはこれまでの幾つかの冊子が、答申の資料がありますので、そちらが参考にできるような、どこか索引的な紹介をするか。少し事務局とも相談をして、私が勝手に判断しちゃいけないんですけども、したい。いずれにしても、協議会としての答申の性格を少しもうちょっと出したほうがいいというふうなご意見かというふうに思いますので、事務局、いかがでしょうか。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見ありがとうございます。今、部会長おっしゃったところを中心に、編成の仕方というところ、過去のものもチェックして、しっかり市橋委員からご指摘のあった要素が入るような形で考えたいと思います。以上でございます。

- 高橋部会長 ありがとうございます。どうしても役所の答申というと、そういう性格をどこでも秘めているのはありまして、そういうことが都民とか、地域の住民、市民からすると、ちょっと違うかなという考えを持つかなというふうに思います。少しずつ是正できるように、頑張りたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

- 庄司委員 すみません。多分今のご議論の延長線上になると思うのですが、5ページ以降の進捗状況のデータの示し方について、前にもちょっと似たようなこと申し上げたことがあるんですが、もう一遍申し上げておきたいと思います。

例えば、5ページとか、6ページのあたり、交通関係などでは、整備率というのが出ているわけですね。全体がこれだけで、整備されたのがこれだけで、率としてはこうですというのが書いてあるわけですが、だんだん後ろのほうに行くと、何件やります

した。何件補助しましたとか、実績の件数しか書いていなくて、それが多いのか、少ないのかということが、あまりよく分からないんですね。都庁さんが報告するというのであれば、何件やりましたということでもいいのかもしれないですけども、我々協議会としては、都庁と別に完全一体ではないので、全体、あるべき姿から見て、今、この辺だよねということも含めて、やはり率みたいな考え方を取り入れて、数字を示したほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりかというふうに思います。事務局、よろしいでしょうかね。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。ご意見ありがとうございます。率に関して、出せるものは出したいなというふうにこちらも思っているのですが、おおもとが、福祉のまちづくり推進計画という5年間の計画になっておりまして、その整備目標の中で、何%を目標と掲げたものについては、毎年の進捗管理の中で、事務と一体的に算出するようになっているのですが、その目標が件数だったりとか、定性的な目標になっているものについては、なかなか途中で率とかで出すということができていない状況です。推進計画を次期計画にまた改定する前に、意見具申をいただきますので、ここは率にできるのではないかとか、というあたりは、そこで意見具申を入れていただけると、都としても、関係各局と検討がしやすいかなと思っております。今回の意見具申に入れるものについては、現行の推進計画にそれぞれ引っ張られてくる部分がありますが、それでも途中から何とか修正できるようなものがありましたら、できるだけ置き換えたいと考えております。

ぜひそこは前向きに調整したいと考えております。以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○庄司委員 別に都庁がサボっているとか、そういう話ではなくて、社会が動いていく中で、全体がどうなっていて、今回取り組んだのはどうなんだという、その現状をみんなが把握している必要があるよねという精神で申し上げております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思えます。統一された見方がされていたほうがいいんですけども、担当部門によって、単純に数値だけでという、逆に言うと、率を見せると、少し言われちゃうかなという、そういうところもあるのかもしれないけれども、その辺りも可能な範囲で、少し見直していただければと思います。

市橋さん。

○市橋委員 いいこと言うより、正直に答えて、数字というのは、非常にごまかされるというか、僕は毎回言っているのだけれども、エレベーターで言えば、97%。すごいじゃないか。確かに今から10年前、20年前で言えば、この数字までいくか、僕でさえ

分からなかった。ただ、97%というのは、ごまかしがあるのですね。例えば、一番いい例を言えば、新宿三丁目で、都営地下鉄、新宿三丁目、東京地下鉄三丁目駅は、つながっていないですよ。車椅子で行けば、大雨の中でも濡れて行かないといけない。これはバリアフリーとしては非常に劣っている。ここへしっかり書けとは言わないけれど、この97%をどう見るかというところは、どこかで書くか、こんなふうに入れるというのはいいかどうか分からないけれど、数字の見方でやはりこうやっていかないといけないのではないかと。

例えば、今回で、どこかな。例えばノンステップバスだったら、3台に1台はノンステップバスになったと言っても、3回に1回しか来ないと。しかも、1時間に1本だったり、3時間待つことになる。そういうようなところを数字で、それは僕らの運動があったから、都民の理解があったからだだと思いますので、そこへ毎回毎回数字を並べても、数字だけになってしまうんじゃないかなと、数字の意味が分かるようにしていただきたいと思います。

○高橋部会長 市橋さん、ありがとうございます。それでは、越智委員、よろしくお願いいいたします。ご発言ください。

○越智委員 東京都の聴覚障害者連盟の越智と申します。発言の前に幾つか意見がありますので、座長に範囲を確認させていただきたい。意見を求めているのは、何ページから何ページまでの意見を求めていますか。

○高橋部会長 今ですね、第1章から第3章まで、ちょっと長過ぎましたかね。

○越智委員 大丈夫です。あちこちになるので、全部話すべきなのか、分けて話すべきなのか、全部話してもよろしいですか。

○高橋部会長 全部ですか。取りあえず、第3章まででお願いできますか。

○越智委員 承知しました。

○高橋部会長 もちろん、今の市橋さんのご発言も、後半のほうにも全て関わってくる部分ではあるんですけど、取りあえず、第3章までで、現状の確認というところ、到達点までというところをお願いしたいと思います。

○越智委員 まず一つ目です。9ページについて、意見を申し上げます。ヘルプカードの促進について書いてありますね。どんな場所にも、ヘルプカードのというふうな書き方がしてあります。でも、この書き方だと、何か作りっぱなしみたいな感触を受けます。

SNSのニュースで、ヘルプカードをファッションで使っているというニュースも見ました。ちょっと違うかなと思う面もあります。そういう作成の作りっぱなしで、活用、利用が曖昧ではないかというふうな感触を受けています。作成を促進するではなくて、活用を促進するという言い方のほうがいいのではないかと思います。

ほかの場所でも、幾つか意見があります。最後のところにも幾つか意見があります。そのあたりも工夫をお願いしたいと思います。

次に、15ページです。東京2020大会の後の取組の箇所です。ご存じとは思いま



すが、先日、9月、東京でろう者のデフリンピックの開催が決定しました。今、東京都と生活文化スポーツ局と具体的な打合せを進めています。その中で、デフリンピックの開催での障害者の理解を進めていくという話合いもしています。また、東京都としても、デフリンピックの経験をする中で、障害者の国際スポーツ大会の経験を積み重ねることが出来ます。レガシーとして、今後も活用したいというふうな話、意見が出ています。障害者のスポーツ、例えば、デフリンピックを通して、障害者に対する理解を進めていくというふうな内容も含めていただければと思います。

もう一つあります。手話言語条例に関してです。手話言語条例の中に、今、全国で550を超える条例が制定されていますが、東京だけという珍しい内容が含まれています。それは何かと言いますと、大学との連携についてです。研究を進めていくというのが、東京だけの珍しい内容です。東京にはいい大学がたくさんあります。また、学生時に障害者に対する理解を進めていけば、将来、専門職となったときに支援をしてもらえというふうなこともあると思います。

実を言えば、オリパラに向けての事業の中に、みみカレッジという学生向けのイベントをやっています。きっかけは、全国で最初の手話言語条例が制定された鳥取県の平井知事、前、お話をしていました。手話言語条例をどうして進めたのですかとお聞きしたら、学生のとときに、同級生に聴覚障害者がいたので、いろいろと交流があった。その経験から、知事に立候補したときのマニフェストに手話言語条例をつくりたいというマニフェストに含めたというお話を平井知事から聞きました。学生のとときの経験が、将来に生きていく。大学や学生の関わり方も含めて、これはとてもよいなというふうに感じました。このあたりも工夫していただければと思います。検討をお願いしたいと思います。

第3章に入っておりますでしょうか。

○高橋部会長 今、第3章ですね。

○越智委員 21ページです。

○高橋部会長 そうすると、第4章になるので、後でいいでしょうか。ごめんなさい。すみません。

今、3点ほど越智委員からお話をいただきました。

1点目は、ヘルプカードの記載の仕方ですね。この間の、不適正利用というふうに判断するかどうかということありますけれども、そういうふうなこともありますので、活用の促進というような表現のほうがいいのではないかというご指摘でした。内容について、繰り返しますけれども、少しそういうことに触れたほうがいいでしょうという。次の4章につなげていくためにという、そういうご指摘かというふうに思います。

それから、2点目が、デフリンピックの開催に伴うようなろう者の理解、これも第4章で漏れないように書いていくということになるかと思えますけれども、スポーツを通じた聴覚障害者の方、あるいは障害を持っている方々の理解の促進ということですね。

それから、第3点目が、東京都としての手話言語条例の特色についても、ちょっと触

れていただきたいという、そういうご指摘でした。ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○越智委員 すみません。越智です。手話言語条例の特徴ではなくて、大学や学生との関わり方について、ですね。条例ということではなくて、学生時代の手話との関わり方について、触れてもらいたいです。

○高橋部会長 そうすると、その手話言語条例の運用とか、を通してではなくて。

○越智委員 手話言語の条例の中にあるということをおっしゃただけで、言いたいことは、大学や学生との関わり方も盛り込んだらどうかということをおっしゃったんです。

○高橋部会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

田中さん、課長、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。ご意見ありがとうございます。

1点目のヘルプカードのところの活用、作成促進というより活用促進というところなんですけど、事業名として入れているところもございますので、事業名は変えられないかもしれないんですが、文章書きのところ、活用の促進も含めて施策展開をしているというところは書けるんじゃないかと個人的には思っておりますが、事業所管が今日欠席になっておりますので、事業所管と調整をさせていただきたいと思っております。

それから、デフリンピックのお話とあと手話言語条例の大学との連携という要素についても、ちょっと生活文化スポーツ局ですとか障害部と確認をして、今後の展開として、いろいろ工夫していく要素があるのであれば、第4章のほうで意見具申の今後の方向性として整理するほうが、入れるほうが、発展がしやすいかなというところで、あくまで第3章までは、これまでの経過ですとか事業をやっている事実というところまでというところになりますので、もしよろしければ、第4章のところはどう書くかというところで、またご意見をいただければと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

趣旨について理解をいたしましたので、少し調整をさせていただければというふうに思っています。

3人の方からご意見、手が挙がっていると思います。

じゃあこちら、稲垣さんのほうから順番に回っていきます。その後、織田さん、そして永田さん、お願いいたします。

○稲垣委員 東京都市大学の稲垣でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず12ページ目のバリアフリー法に関する改正ですが、まだまだたくさん重要なことがあるので、結構抜けがあると思ったところです。

公共交通関係の円滑化基準に関する省令は令和4年に改正されています。あと実務において重要なところとして、ガイドラインの改正が多くなされていますので記述が必

須なのかなと思います。省令のほうでソフト基準が義務と明記されたと同時に、ガイドラインのほうでは、公共交通関係だと役務編が新たに誕生しておりますし、道路の円滑化のガイドラインに関しては、大幅に刷新されております。特にゴールデンウィーク前にあった奈良の視覚障害者の踏切事故を受けて、国交省は相当スピーディーに踏切道に関する記述をガイドラインに加えておまして、区市町村での議論の中でも踏切対策が相当話が上がっていますし、当事者の側のニーズも非常に高いといったようなところですので、その辺りの記述は加えられたほうがいいのかと思います。

さらに公園のガイドラインも令和4年3月に改定されていますので、情報を整理していただいて漏れのないように記載していただきたいと思いました。

続きまして、14ページ目の第3章の最初、都の主な取組ですが、公共交通関係でいうと、乗り継ぎの利便性を向上させる取組を東京都はずいぶん頑張っているはずで、新宿や池袋、そして多摩地域ですと立川など、ターミナル協議会を立ち上げてサイン計画を中心に、都市整備局と自治体が協働しながら頑張っていますから、その辺りは入れたほうがいいのかというところではあります。

あと、道路関係ですけれども、2020大会後のところに、交通機関や道路関係のものが入っていないというのがちょっと気になる場所です。この意見具申がリリースされるまでの間に、都の取組が何だったのかということを書くにあたって、2020大会の前だけの記述があるのは違和感があります。

今日も安全施設課の方がいらっしゃっていますが、都が管理する道路橋のバリアフリーについて方針を検討した経緯がありますので、それは必ず記載が必要なのかなといったところでございます。全国的にも珍しい、道路橋にスポットを当てて考えているというところは、特筆すべきところなのではないかと思ったところではあります。

あと、ちょっと観光の要素が入ってきますが、先日、生活文化スポーツ局とご一緒に、ユニバーサルウォーキングということで、多様な方々、車椅子の方もいらっしゃったし、義手義足の方もいらっしゃったし、視覚障害の方もいらっしゃいましたが、皇居を1周したりとか、お台場を練り歩いたりとか、高尾山も登ってきました。ポストコロナ、ウィズコロナの視点が求められる中で、多様な方々の外出促進、余暇の楽しみといったものを享受できるような取組についても東京都は頑張っていますので、パラリンピックのレガシーとしての一つの重要な取組としては入れていただきたいなと思ったところではあります。

戻って恐縮ですが、6ページ目のエスコートゾーンの整備状況について、当初は警察マターということで警視庁がエスコートゾーンを入れていましたけれども、最近では自治体がコストをかけて、警視庁との協議の中でエスコートゾーンを増やそうとしている事例があって、この何か所というものが一体どういう情報を根拠に書かれている数字なのか。恐らく区市町村が頑張っているエスコートゾーンというのは入っているのかどうかということも気になる場所ではあります。

以上です。

- 高橋部会長 はい。たくさんありがとうございました。何点かそれぞれの部局とも、所管部局とも関係してくるところがありますので、少し調整をさせていただいて、法のガイドラインのお話もありましたけれども、全体の各関係省庁のバランスを見ながら、少し精査をさせていただければというふうに思います。

事務局のほう、よろしいでしょうか。はい。

それでは、織田さん、ご発言いただけますでしょうか。

- 織田委員 はい、一般社団法人Wheelogの織田です。

11ページ目から始まる2章で、学校施設のことが書いてあるところに一切触れられていなかったのも、もしかして今のタイミングではまだ早過ぎるからかなとも思ったのですが、発言させていただきます。

国連から分離教育への要請について出たかと思えます。今後、東京都、またこの委員会でも議論されていくのかなと思うのですが、特別支援教育の中止を勧告が9月9日にされましたね。その点につきまして、今後どうされていくのかなども、国もまだ決まっていないことなのでは思ったのですが、こちらの委員会のほうでも、今後議論していかなければいけないことなのかなと思って発言させていただきました。分離教育などを今後、東京都など考えられていくと思うので。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか、今の織田さんの権利条約の勧告が出ておりますけど、それについての記述まではできそうですね。それで、都でどういうふうに進めていくかというのは、またいろんな各方面で議論を進める形になりますけれども。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

そうですね。国際情勢ですが、条約に関する日本の動きというところも含めてということで、障害者権利条約の批准について記載しておりますので、その流れの中で勧告が出たということについては、書けるかなとは思っておりますが、庁内で調整をさせていただければと思います。

ただ、福祉のまちづくり推進協議会の守備範囲でどこまでその勧告について議論できるかというところで、バリアフリー化アクセシビリティに関する記載について議論ができるかと思うんですが、分離教育のところについては、教育庁の特別支援教育の行政分野というところで、どこまでそういったところが入られるかというのは、あるので、そこはまた教育庁と調整してというところになりますが、おっしゃられたように、国が今、障害者基本計画の改正とかで動いているところで、どう動くかというところがまだ全然分かっていない段ですので、正直申し上げますと、なかなか自治体としては、現時点で検討ができるような状況じゃないかなということで、国の動向を注視するステージにあるのかなと考えております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。今の織田さんのご発言、事務局のご発言でしたけれど、やはり書けるところは、当然、福祉のまちづくり協議会としても議論をしなければいけない部分がたくさんあるというふうに思いますので、少なくとも最低限、勧告が出たことが明記することができるというふうに思いますし、そのことを様々な、いろんな各方面に関わる部分ですね、アクセシビリティや教育ですとか、あるいは様々な差別の問題とかそういうようなことがあると思いますので、そこについては、可能な範囲で、ちょっと事務局とも調整をさせていただければと思います。ありがとうございました。

永田委員、お願いいたします。永田さんお願いします。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

3点ありましたが、今、ひとまず一つは勧告のことでしたので、省略いたします。

それからもう一つは、先ほどの庄司委員の意見に全く同感なんですけど、改めて繰り返すまでもないんですが、やはりこの1章のこれまでの進展の記載というのは、やはり4章の課題や方向性につながっていくものでなければと思うんですね。できる限りそういう意味で、成果目標というのがやはり評価できるものでなければというふうに思っております。

例えばなんですが、10ページの一番最後の福祉教育の充実というところで、4章では、全ての学校においてというような記載がございます。ですから、例えばこの小学校のこの校数が多いのか少ないのか、私どもは全校数はちょっと把握しておりませんので、こういうところでしたら、最初の目標との比較はできなくても、全校数に対するどのくらいの割合なのかというようなことは、割と簡単に記載できるのではないかと思いますので、この辺り、少し分かるようにしていただけたらありがたいと思いました。

それから、先ほど出ましたヘルプカードのほうなんですけど、少しヘルプマークとヘルプカードが混在しているようなところがあるように思います。区市町村が主体に作成して配付するという、個人の情報を記載するというヘルプカードとそれからやっぱり支援を受ける必要があるということを示すためのヘルプマーク、その辺りの両方についてここに記載があればよろしいのかなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

事務局、今、2点ほどご指摘ありましたけれども、少し、これも先ほど来のご意見と一緒に、取組のちょっと見えるような形ですね。それから最低限母数はどうなっているのという、そこもあるかと思しますので、よろしくどうぞお願いします。

稲垣委員、よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございます。

それでは、ちょっと4章の部分について、これから入りたいと思います。

4章については、今までの1、2、3章がどういうふうにそれぞれの委員の方々がお考えになっているのか、捉えているのかという、とても重要でしたので、少し時間を割きました。その上で、4章について入りたいというふうに思います。

4章では、各領域分野に入ってくると思いますので、それからこれからの方向性ということですので、いろいろとご発言、ご意見があるかというふうに思います。少し時間の関係もありますけども、まず、第4章の全体の枠組みについては、17ページに書かれているところですけども、18ページですね、東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開。そして、その次の二つ目ですね、2節目になりますか、20ページですね。共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進。その二つの項目だけをまず皆様方からご意見等があるいはご提案をいただければというふうに思います。どちら様でも結構ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

はい、川内委員、お願いいたします。

○川内委員 川内です。

18ページ、解決のポイントというところがありまして、これよく分からないんですが、事業者側というところに、コストというものがあって、建築関係者等と共有できるというのがあるんですが、これ、当事者参画とどう関係があるのかがよく分からないんですが。事業者は、私は事業者側に建築関係者なんかも含まれるのかなと思うとどうもそうではないみたいな感じがします。その下に当事者の意見反映というのがあるって、どこまで反映するべきなのが見えてくるとかいうのがあって、どういうのかな、尺度ができてくるということかなと思ったんですが、その下の利用者側のところだと、二つ目に、意見が合わない場合に当事者間で認識できる。この当事者間というのは、その上の事業者側にある当事者と同じだとすると、これは障害のある方々同士で認識ができるということになるので、これは障害のある方同士のいわゆるコンフリクトというか意見の対立が合意形成によって、それが何とか調整できるというようなことを書いてあるのかなという気もしますけれども。けども、当事者参画の価値としては、ここ、下の利用者側のほうにある当事者間というのは、当事者間ではなくて、関係者間で認識できるということではないかというふうに思うので、その辺り、当事者とか事業者の言葉がどういうふうに使われているのかがよく分からないので、ちょっと整理していただければというふうに思います。

それから次に、同じく下、18ページの下の今後の方向性で、1行目ですが、次のようにまとめ、情報共有を図るというふうを書いてあります。で、次のようにまとめというのは、次のページに表として書いてあるわけですけども、表というか四角の中に書いてあるわけですけども、これ、誰がまとめるということになるのか。それから、情報共有を図るとは、どういうふうに図るのかというのがここでよく分からないんですね。

同じようにまとめた例というのは、後のほうにあるんですが、それはその例えば23

ページにまとめた例があるんですけども、これは、このようなまとめ方をすることで分かるんですけども、ちょっとこの18ページの場合、事業は幾つものいろいろありますから、ここで次のようにまとめ、情報共有を図るところの主語が書いていないと、よく分からなくなるというのがあります。

それから19ページですが、四角の中ですが、目的のところの一番最後に、なぜかよく分からないんですけど、バリアフリーはチャレンジと書いてあるのが意味がよく分からないというのがあります。

20ページですが、これ、一番シリアスな問題だと思っているんですけど、下のほうですが、今後の方向性で、自分ごと化するための例というのがありますが、ここで書いてあることというのは、障害を持つ、障害があるということが、どういふのかな、よくこれ言われるんですね。あなたもいずれ障害があるようになるかもしれないという言い方をされるんですけども、その言い方というのは、実は、障害があるという状態になることを怖いことだというふうに教えてしまうような、偏見に満ちた言い方なんですけれども、それがここに物すごくいっぱい出てくるんですね。

で、むしろ心のバリアフリーでやることは、社会モデルをきちんと理解してもらうということですから、社会が不十分であるということをお前は理解していますかというようにどこかできちんと教えていかないと、これだと、あなたの体がどうだったらすごく怖くなりますよというようなことをばかり書いてあって、本来の趣旨では、心のバリアフリーの本来の趣旨とは全く違う方向に行くのではないかというふうには思います

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。今の18ページの当事者参画の部分と19ページ、20ページに関わる、これは20ページ、21ページにも関わってくるというふうに思いますけれども、心のバリアフリーの基本的な捉え方の部分があったかというふうに思います。それに付随しまして、事例の扱いということかというふうに思います。

事務局のほうでいかがでしょうか。

- 田中福祉のまちづくり担当課長 ただいまのご意見を踏まえて、適切な表現に修正をしたいと思います。

以上でございます。

- 高橋部会長 最初の部分の当事者間での認識。この辺りが事業者の少し事業者をどこまで入るのかということですか、当事者というような形でももちろん関係者も当事者になる場合もありますし、そうじゃない人たちもいますけれども、その部分についての記述の仕方について、少し誤解を招かないように整理をする必要があるかもしれませんね。ありがとうございます。

どうぞ、お願いいたします。河原さん。

○河原委員 公募委員の河原です。質問したいと思います。

19ページのところなんですけれども、手法の②番のワークショップというところなんですけど、ここ、書いてあるところを読みますと、意見交換のことが書いてあって、ワークショップというちょっと感じはしないのですが、何かちょっとここに意味があるんでしょうか。

○高橋部会長 ああ、なるほど。ワークショップということの……。

○河原委員 はい、質問です。

○高橋部会長 中身でしょうかね。

○河原委員 はい。

○高橋部会長 定義という言い方はちょっと狭いですけども、はい。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

ワークショップと現地確認・現地点検と大体一体的に行われるとは思うんですけども、その現地点検ができない、できないというか組み込まれなくても、意見交換の場を設定するところをワークショップとして捉えておきまして、その場でやるべきこととしては、ただ単にこういう整備を行いますという、その概要だけにとどまるんじゃなくて、その図面など用いて、詳しい整備内容というのを説明した上で意見交換をしないと、ワークショップとしての効果が出ないというようなことをちょっと書いたという意図でございます。

○河原委員 ちょっと個人的に、ワークショップというとなんかもっとアクティブな、アクティブじゃないと申し上げているんじゃないですけど、若干個人的に分かりにくかったです。私だけかもしれないですけど。ありがとうございます。

○高橋部会長 はい。多分その作業のプロセスの中で、いろんな段階があるかというふうにいるんですけどね。みんなが、こういう場合も、これも一つのワークショップの形式になると思う。意見交換をして、資料を集めてもらう。そういったそれを分析するようなワークショップもあって。現地に飛んで、現場へ飛んで確認をする、あるいはモデルをつくるか、いろんな段階がありますので、その辺りのここで言っているときの下のその他の意見聴取とかアンケート、ヒアリング、パブコメとかありますが、全く対外的にやる場合とヒアリングみたいにもうその場でやってしまうという、そういうような部分なんかも含まれますので、少しその辺り、ちょっともうちょっと分かりやすく表現できるように、少し事務局とも調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

はい、小山委員、小山さん、お願いいたします。

○小山委員 日本女子大学の小山と申します。

先ほど、川内委員がおっしゃった20ページの自分ごと化のところは、多分こういうことだなと思いながら整理したんですけども、医学モデルができない体に着眼するのに対して、社会モデルはできなくさせる社会に着眼させるというような対置でよく



語られますけれども、自分ごと化は、ここでいうところの私たち、私もしくはあなたが、できなくさせる社会の一員としてどういう責任があるかという形で、自分ごと化するような何か文案にしていいただければいいのかなと思いました。

それからもう一点は、20ページから21ページにかけて、私が前回申し上げた意見を反映していただいたということが伝わるもので、それなりに納得いたしましたけれども、結局、先ほど来、協議会の守備範囲という話が出たので、守備範囲内ではそういうことなんだなと思ったということで、例えば21ページの最後のところに、学校連携教育事業というようなことが記載がありますが、もう少し突き詰めると、先ほど分離教育廃止の勧告の話題も出ておりましたけれども、障害児教育とどういう連携をしていくんだというところが、もう少し双方向でセットに検討されなければいけないんだろうなということを感じての前回も意見だったということを変更して付加したいと思います。

ちょっと話はそれるといえるか、横になっていくんですけど、障害者虐待の話というのが、例えば知的障害のある大人の女性が性的な被害を受けて、そして妊娠、出産に至り、その子供が命を落とすというような、非常に大変な事案というのが発生するときに、その虐待側から見るのみならず、じゃあ、小さいときから知的障害のある人が自分を大切にすることってどういうことかとか、人付き合いの中で何が当たり前で、何はこれはいけないことだということを誰がどこでどういう教育をしてきたんだというようなことがもっと話題にされなきゃいけないということが、今、障害者虐待防止の範疇では注目されているところなんですけれども、そういう意味で何か一方的に支援をしたりケアをする側と理解をしてもらおう側という、どうしてもその二分対立みたいなものが文面のまにまに見えてくる感じが、そういうところなんだろうなと思います。

とはいえ、守備範囲が限定的だということも理解しておりますので、急にそれ以上何ということはお申し上げませんが、そういう課題意識を持っているということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。恐らくこの辺りは、最終的にちょっと小山さんの手も借りなければいけないかもしれませんけど、最初のご指摘、川内さんのほうからもご指摘ありましたけど、やはり私たちの環境の要因が一つになってしまって、そういうようなことについても意識が見えるような形での記述の仕方というのものもあるかというふうに思います。

それから二つ目については、非常に難しい部分、ここの部分の書き方だとちょっと違ってくるというふうに。ここはどちらかというと、バリアフリー法に触れられているような記述の書き方になっていますので、障害のある人への様々な教育の在り方についてもどこかで入れられるようにというふうに思いますが、こちらのほう、事務局、いかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長　そうですね。障害者教育、インクルーシブ教育ということ、特別支援教育計画を教育庁のほうで作って進めている部分でございます。ただ、そちらが現状、福祉のまちづくり推進計画事業120事業の中に入っていないというところもあって、このことに関して、なかなか局間でコミュニケーションする機会、これまでなかったんですが、今後、令和3年度末の評価を進める中で、会話がもしできれば、ちょっと何らかの形で入れるということもできるかなと思いますので、そこは調整を試みてみたいと思います。

以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございます。

小山さんに少し後でまたお知恵をお借りしたいというふうに、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

はい、2節ので、じゃあよろしく願います。庄司さん、願います。

○庄司委員　22ページ以降の情報バリアフリー情報の……

○高橋部会長　すみません。22ページ以降は、ちょっとこの後かと思って。もう入っても。じゃあ、入りましょう。はい、すみません。時間の関係もありますから、どうぞお話しください。失礼しました。

○庄司委員　すみません、ちょっと勘違いしました。失礼しました。

○高橋部会長　大丈夫です。3節、4節、行っていいと思います。よろしく願いいたします。

○庄司委員　失礼しました。じゃあ、3節、22ページ以降、申し上げたいと思います。

ちょっと先に23ページのほうに、必要な情報提供項目のイメージというふうに書かれて、例示がされているわけですがけれども。まあ何だろう、これまででしたら、こういう項目があるといいよねということで、よかったと思うんですけども、より実用に耐えるような情報発信ということを考えると、これらの項目をどういうふうに表記すると望ましいのかとか、画像も出入口、各設備とか書いてありますけども、それもどういうものが写っているといいのかとか、もっと詳細な多分ガイドライン的なものが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それは、国とかでも似たようなことをやっているんで、いわゆるオープンデータにおける推奨データセットというやつがあるんですけども、それらは、こういう項目をこういう表記の仕方ですらえてもらえるといいよと、こういうふうにそろえていきましょよという、そういう出し方を、提示の仕方をしているので、そういうものが今後必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それができると、もう取扱いの仕方が非常に楽になるので、アプリなどにも自動的にデータを取り込むとかですね、しやすくなるということで、まずそのガイドライン化という的なことをご提案したいと思いますというのが一つです。

それから、22ページに戻りまして、今後の方向性のところで、①で施設管理者等による自主的な情報発信やオープンデータ化を促すためとか、事業者や区市町村等にその項目を提供するというふうにあるわけですが、ばらばらに公開されたデータを、まず増えることは大事なんですけど、意外とそれを集約をするところがあんまり進まないなというところが、ここ何年かやってきて感じているところでして、これ、東京都さんの別の取組で、東京データプラットフォーム協議会というのがあって、私も参加させていただいているんですけども、そういったデータ活用の取組しているところで、集約の取組などもあるので、そういうところと連携しての情報発信、オープンデータ化されたところはここに登録してねというようなお願いをして、まとめてそういったバリアフリーデータが入手できるようにしていくということも必要ではないかなというふうに思います。

そして3番目に、これが一番大きな話で、一番言いたかったことなんですけれども、どうしてもまだ何かバリアフリー情報の発信というと、何かこう、車椅子対応トイレの場所とか、エスコートゾーンがどこにあるとか、そういう話になりがちなんですけども、やっぱりあらゆる障害とかあらゆるニーズに応えようとしていくなれば、例えばトイレで言えば、あらゆるトイレの情報がデジタルで提携されていることが望ましいと思うのです。要するに車椅子の障害の方だけではなくて、耳が聞こえない、目が見えないとか、そういういろんな障害があって、あるいは性的な問題とかそういうのがいろいろあって、いろんなニーズに対応していくためには、まずはあらゆるデータをなるべくデジタル同等で出していくこと。そして、あらゆる情報をデジタルで加工しやすいデータで出していくこと。つまりオープンデータ化が重要なんだと思います。

どうしても何か障害をお持ちの方のための情報をデジタルで出すというふうに狭くなりがちなんですが、そこをもう少し広く捉えて、あらゆる情報を編集加工しやすいデジタルデータで出すことが、読み上げに使ったり、何ていうんですか、拡大して表示したりとか、そういういろんな加工の自由度を高めるのだという発想をもう少し入れていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。趣旨について理解ができているかというふうに思います。

事務局、よろしいですね。3点ほどいただきましたけれども、基本的にはそれぞれ同じような趣旨をおっしゃっていただいているのかと思います。ありがとうございました。

ほか、オンラインの方々もご遠慮なくご発言いただければと思います。

じゃあ、稲垣さんのほうを先に、その後、川内委員さん、お願いします。

○稲垣委員 東京都市大の稲垣でございます。ちょっとまだ僕、1節があったので、先に

発言だけ、すみません。

○高橋部会長 5番まで行ってもらっていいですからね。

○稲垣委員 まとめてでいいですよ。はい、ありがとうございます。

18ページ目ですけれども、この当事者参画のところ、先ほど川内先生から分かりにくいねという指摘があったところですが、事業者側、利用者側というのは、僕もファーストインプレッションとしては読み解くのが大変でした。頑張って理解すれば書いてあることはそうなのかなとは思ったのですが、記述に工夫が必要だなと思いました。

僕がいろんな福祉のまちづくりの検討の場で、当事者参画がやっぱり重要だなと思ううちの一つに相互理解というのがあります。障害理解であるとか、困りごとをニーズを事業者・管理者側が知るという方向の理解は、今までずっと議論されているし、書かれている通りだと思うんですけども、逆の矢印ですね、当事者の方々が施設管理にあたっての技術的な制約とか、空間的な制約とか、制度的な制約とか、あるいは財政的な制約とか、そういったようなことを正しく共有し知ること、自分のニーズの示し方というのがかなり変わってくるんだろうなと思うところです。

特に当事者参加型を徹底した成田空港での議論で私はすごく思いました。コロナ禍で空港が経営的に大打撃を受けて、そういったような社会背景の中で、自分の困りごとをどう解決していくのかという、歩み寄りがやっぱりできるわけですね、事業者側と当事者側の歩み寄りですね。

だから、そういう意味での相互理解というのが重要だなと僕は当事者参画をキーワードとしたときに思っていて、できればそのようなことに関する記述があるといいなと思った次第でございます。

続きまして、すみません、ここから3節以降に入りますが、23ページ目に情報提供項目というイメージというのがあります。トイレ、公園、道路とあって、ちょっと道路のところ、気になったことがあります、やはり歩車道分離、段差というのは基本中の基本であると同時に、勾配と幅員も車椅子利用者にとってはかなり重要だと思うので、それは明記されたほうがいいのかなと考えるところです。先ほどお話したユニバーサルウォーキングの中でも、どれぐらいの勾配なのかという、そのきつき具合が表現できることが重要だという意見もありましたし、路面の照り返しであるとか、結構いろんな新しい視点が求められているので、ここはもう少し詳しい記述が要るのかなと思いました。

音響式信号機のところも利用可能時間だけではなくて、シグナルエイドに対応しているかどうかとか、そういったような情報も非常に当事者にとっては重要になってくると思いました。

同じページの下から4行目のところ、②のところ、ノンステップバスに関して、車椅子の固定等に関する乗務員の教育とありますが、ここにはベビーカーも付け加えて

いただきたいなと思います。

あと、次の24ページ目ですが、解決のポイントと書かれているところの二つ目の箇条書のところに、財政支援の話が書かれています。区市町村に対する財政支援の話で、バリアフリー法が改正される前に既にあった基本構想の策定に関する支援のことが書かれているわけですが、改正後はマスタープランを位置づけた場合も財政支援の対象になっているかと思います。最近始まったことですので、移動等円滑化の促進方針の策定に関しても、さっきのあれですよ、都のバリアフリーの進捗状況の中にも、新たに財政支援のところには円滑化促進方針に対するというのがあったと思うので、ここちょっと書き加えていただいたほうがいいのかと思います。基本構想が非常にハードルが高いと感じている自治体にとって、マスタープランでも支援ありますよというところは、結構インセンティブになり得ると思いますのでアピールしてもいいのかなと思いました。

すみません。最後、26ページ目のその他の検討事項というところで、その他というところとやっぱりいろんなことを盛り込みたくなってくるんですけども、先ほど来から私が申し上げている、これから訪日外国人がどんどん増えてくるということであったり、旅行支援政策も始まって移動がかなり増え始めてきていますので、そういう余暇活動とかあるいは観光であるとか、そういったようなところも東京都としては、改めて仕切り直しで大きくユニバーサル化していくポイントの大きな一つになるんじゃないかなと思いますから、その視点も今の段階から書いておくといいのかなというふうに思ったところです。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

4点ほどご意見をいただきました。いずれも関係してくる部分だというふうに思います。細かなところもありましたけれども、商品名は書けませんけども、少しそういうような触れ方のことはあるかもしれません。勾配、幅員、実際に勾配は利用者は分からないんですけど、だけど、それはすごくあるとないのでは大きいというのはよく分かりますし、マスタープランについても東京都内でもかなり動いてきていますので、少し書ければというふうに思います。どうもありがとうございました。

事務局、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、市橋さん、お願いいたします。その後、川内さん。すみません。先に川内さんでしたっけ。じゃあ、ちょっとごめんなさい、市橋さん、いいですか。

○川内委員 私は後でも何でも言いますので。

○高橋部会長 じゃあ、市橋さん、その後、越智さん、それで川内さんのほうに参ります。ありがとうございます。失礼いたしました。

○市橋委員 いいですか。すごくいっぱいあるので、幾つかに絞って言います。

オリンピックに関してはまた、さっき言ったところをちょっと付け加えて、きちっとしたそういう都民への周知を目指したいと思います。

それから二つ目に気になったのが、23ページの無人改札口・無人駅においてというところがあるんですけど、僕がやっぱり特に公共の駅では、無人駅、無人化はなくすべきだとやっぱり思うんですよね。このところを無人駅、どんどん合理化が促進して、結果こういう改札くらいいいじゃないか、すごく僕らの団体でも、その辺は非常に問題なっています。

もう一つは、これも書いていないんだけど、どう考えたらいいか、伺いたいのは、東京都というか、国土交通省がいわゆるバリアフリー化するから運賃は上げていいよということに関しては、僕らは反対しているんですけど、触れないでいいのか、あるいは触れてはいけないのかとか、ちょっとそこら辺は考えるべきだろうと思います。

それから最後に、あんまり時間が取るとあれなので、最後に課長が災害に関してというところに付け加えるということなんですけど、僕は災害はもっと根本的ないわゆる災害弱者というか、これで言葉がいいのかどうか分からないけど、災害弱者の人の総合的な施策を取っていかないと、何となくあらゆる計画に関して、災害弱者対策の必要性をここに書くのは当たり前のことなんですけど、もうちょっと、例えば本人の避難計画については、全然結局郊外が進んでないとか、そんな格差の問題に気づけていないので、これはもう一度、これ、知事の立場や全庁を挙げて、そういうことを議論していくべきだみたいなことを書いてやったほうがいいんじゃないかなと僕は思います。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。

ご意見とそれから提案というものもありました。運賃の問題については、第2章でもひょっとすると記述できるかもしれませんね。事務局とちょっと少し調整させていただきたいと思います。

それから、災害についても、これまでいろんな取組をされていますので、少しまた整理をさせていただいて、このその他のところで書いて、最低限書いておくことということも含めて、事務局とも少し調整を図りたいというふうに思います。

越智さん、お願いいたします。

○越智委員 東聴連の越智です。

21ページの最初の部分ですけれども、イメージしやすい発信の例ということが具体的に記載されており、とてもいいと思います。

ただ、STEP3のところ、聴覚障害者の例というものが記載されていますけれども、これはちょっと合わないのかなというふうに思っております。例えば、突然、手話をやってくださいということは、普通はあり得ないと思います、ないと思います。これはちょっとないと思いますし、もしあったとしても、手話通訳ができる人がいれば、そこで自然に交代はできると思いますので、わざわざ書く内容でもないと思います。

むしろ書いてほしいのは、聞こえない人がいるということをきちんと分かってほしい。例えば今日も新宿駅でモーニングを食べました。いろいろ話しかけられてきたので、私は聞こえませんがというふうにして、耳を押さえるジェスチャーをしたんですけども、意味が分からなかったらしくて、またまた話しかけてこられました。聞こえない、聞こえないというふうに身ぶりをして、やっと分かってもらって、ということで対応してもらったんですけども、聞こえないということをきちんと理解した上で、身ぶりなどで対応をする。また、聞こえない人の利用が多くて、手話が必要だと思った場合には、手話を学んだり、遠隔通訳を導入するなどの工夫をするというような書き方がいいと思います。

あと、最後のその他のところで、26ページ、27ページにヘルプカードということの記載があります。最初の部分は、事業名ということで、修正が難しいとご説明は分かりました。ただ、26ページの場合につきましては、ヘルプカードの作成と区市町村の支援というところは、ヘルプカードの提供をというような書き方にしたほうがよいと思いますし、27ページのほうも作成促進ではなく、活用を促進するというほうが合っているのではないかと思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ここについては、少し制度的なところも含めて、ちょっと私も十分把握し切れていないところもありますけど、事務局のほうでご対応いただければ、ちょっと確認をさせていただければというふうに思います。

越智さん、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それから、事例の部分でしょうかね、21ページのSTEP3でしょうか。この辺りも少し越智さんのご意見もいただきながら、整理をし直したいというふうに思います。

すみません。ちょっと時間が過ぎてしましまして、先ほど川内さんに回したかったんですけども、川内さんのお言葉に甘えて、ちょっと先、もう一つ、資料の2の説明とご意見を伺っておかないと怒られてしまいますので、こちらの宿泊施設の規定見直しの考え方（案）に関する資料説明いただいて、その後、少しご意見をいただければと思います。

それから、吉田さんはまだご発言をいただけていませんので、ぜひこの意見具申についても、後ほどでも結構ですので一言いただければと思います。

それでは、資料2の説明をお願いしたいと思います。

○栗原建築企画課長 都市整備局建築企画課長の栗原でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

前回の7月に、バリアフリー条例における宿泊施設の規定の見直しのご説明を一度させていただきました。その後、8月いっぱいをかけまして、パブリックコメントを実

施させていただいております。本日、そのパブリックコメントでいただきましたご意見、また今後の条例の見直しに向けた動き、スケジュールなどをご報告させていただければと考えております。

それでは、資料2のほうをご覧くださいませでしょうか。

提案させていただいた内容につきましては、1ページ目の下段のところに、前回ご説明させていただきました内容でございますが、浴室の出入口の幅を今よりも強化していく。さらには浴室等の前の通路幅につきまして、規定をしていくということでございます。

この内容につきまして、団体も含めて6名の方から七つの意見をいただいております。全体といたしまして、ネガティブな意見はございませんでした。その内容を、次のページのところでご説明をさせていただきます。また、都の考えなども併せてご説明をさせていただければと思っております。

まず、一つ目の意見といたしまして、浴室等の出入口幅と浴室前の通路幅の寸法を逆にしたパターンでも車椅子が浴室等に入ることは可能なため、逆パターンも認めてほしいという意見でございます。こちらのご意見は、2通、2件来ておまして、前回の本部会でのご意見も含めまして、対応方法を検討させていただいております。次回のこの推進協議会で、考え方をお示しできればと考えておまして、作業を進めております。

それから二つ目でございますが、車椅子でも余裕ができるようになり、大変よいということで、好意的な意見をいただいております。ユニットバスの入り口は段差なしとしてほしいと。段差なしが難しいなら、できるだけ低い段差にしてほしいという意見も併せていただいております。

条例では、一般客室内は、段差または段を設けないこととしておりますけれども、防水に必要な最低限の高低差を設ける場合もあるかと考えております。その場合、国土交通省の建築設計標準に示されている2センチ以下は、徹底させていくことで、指導に務めていきたいと考えております。

三つ目の意見でございます。浴室前の通路幅の100センチ以上の適用範囲について、車椅子が浴室等に入退室する際に影響のある範囲に限定し、単に通過の用に供する部分は含めないでほしいという意見です。こちらにつきましては、少し検討しまして、何か最終的には取扱指針のようなものが示せればと、今の段階では考えている次第でございます。

続いて四つ目でございます。障害者の宿泊施設利用の幅が確実に広がり、とても歓迎すべきことと受け止めている。東京都の条例は、他県を含め多くの自治体が参考しているため先進的ないい条例を制定してほしいということで、こちらのほうも好意的なご意見をいただいているというところです。

次に、内容として、福祉のまちづくりに関するご意見もいただいております。ハード



面の完璧も大切だが、一人一人のお客様をお迎えするというマインドや、ケースバイケースの対応が大切ということで、ご意見をいただいております。

この内容につきましても、都では人的な対応などをソフト面での対応の充実を図ることも重要と考えておまして、心のバリアフリー、先ほどもご議論がありましたけれども、全庁的に、各局協力して、共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進が必要だと、改めて認識した次第でございます。こういったことも全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、その他の意見といたしまして、宿泊施設のバリアフリー以外についても見直しをしてほしいということでございます。

宿泊施設以外の施設につきましても、引き続き誰もが安心・快適に利用できるまちづくりに取り組む以上、次の課題を考えて進めていかなければいけないと我々考えております。まだバリアフリーにつきましては、終わりはないというふうに考えていますので、引き続き、適切に対応していきたいというところでございます。

今後の予定でございますけれども、次回の福祉のまちづくりの推進協議会の専門部会で、このご意見やまた前回、川内委員からもいただきました内容につきまして、私どもの考え方、条例にどういうふうに反映させるかも含めて、お示しをさせていただきます。またご意見を賜ればと考えています。

条例の提案ですけれども、年が明けて、都議会の一定が年度末になりますけれども、こちらのほうに上程をさせていただきます。可決をいただきますれば、年度内での公布、3月の公布というところでございます。施行といたしましては、令和5年度内、半年間ぐらいの公布周知期間が必要と考えておりますが、来年度には施行をして、効力のあるものにしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

東京都からスタートしておりますこの宿泊施設のバリアフリー化。標準的なといえますか、一般的な客室に対してもビジネスホテルも含めて、対応できるような動きですけれども、大阪ですとか京都ですとかいろんなところへ影響を与えて、また東京都に戻ってくるという、そういうようなことかというふうに思います。ありがとうございます。

今の、はい、川内さん。ご意見をと言う前に手が挙がっておりますので、じゃあよろしく願いいたします。

○川内委員 早めに言っておかないといけないというのがよく分かりましたので。

○高橋部会長 早めに短めにお願いします。

○川内委員 ここで、逆パターンということ、これは前にも申しましたけれども、例えば1ページ目の15平米以上の場合でいうと、浴室出入口幅が75センチ、それから通路幅が100センチというふうになっていますよね。これを逆パターンにすると、出

入口幅100センチ、それから通路幅75センチということになりますけれども、その間ですね。それもちよっと例えば通路幅を80センチにしたら、出入口幅はどうなるのか。これ、私はすごく単純に75センチと100センチ足して175センチだから、通路と出入口で足して175センチを超えていけばいいとか、そういうふうな中間の適用もちよっとお考えいただければと思います。

それから、先ほどのご発言ですごく気になったのは、出入口の段差ですけども、2センチというふうにおっしゃっていますけれども、歩車道の段差は2センチというふうになっているんですね、道路の場合。その場合は、コンクリート製品ということもあるんですけども、2センチの段差はきちっと角が出ている段差ではなくて、丸まっているので上がれるんです。これは、建築の場合の敷居は角が出ちゃうんですね。なので、これは上がれなくなります。

この場合、示された平面図だと車椅子は前向きで入ってバックで出るようになります。そのときに大きなタイヤでさえ2センチだとかなりの力がないと出られないんですね。ですから、2センチという段差をどうしても認めなくちゃいけないとしても、面を取る、面取りするとかそういうことは絶対必要で、できればここに排水溝を設けて、段差をなくするという方向をすごく強く出していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

事務局のほう、はい。

○栗原建築企画課長 ありがとうございます。

前半のところにつきましては、我々も考えておまして、まさに川内先生の言われたところで、どううまく整理しようかというところでございます。後半のところは、我々も指導する立場にもありますので、徹底できればと考えています。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

このような基準ができてきますと、各ユニットバス等製作するメーカー等もほぼフラットというような形になってくるかというふうに思います。

それからもう一つは、ドアの幅員が800以上という、これはもう決まっておりますので、こういうことになると、最低限でも950ぐらいは行かないと、ドアのセットができない、片開きドアの場合ですね、ドア枠等がありますので、そういうことになるかというふうに。この辺りも現実的な対応も含めてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

吉田委員、もし最初のほうの指針で、ちよっとこれは言っておきたかったということがあれば。なければまた後日事務局ということでもよろしいんですけど、よろしいでしょうか。ちよっと私のほうでスルーしてしまったような感じで、申し訳ありません。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、お話しください。

- 吉田委員 一言だけ。全てがいちいち、ああ、そうだよねと思うんですけど、視覚障害者には、あまりにも差があって、平均的なところを取ろうと思うとすごく難しいことがいっぱい起こってくるんですね。そこで見ていると、ああ、ずっとやっていることなのにまだできていないとか、すごい私が発言するとすごい嫌な感じなんですけど。何かこう、ああ、言ってもどうにもならないかなと、どこの話を聞いてこういうふうになっちゃうかなという、その中で、何ていうのかしらこう、えーみたいなのがいっぱいあってね、答えられないというのがあります。

例えば、一つだけ言いたいのは、この文言の中に、みんなが円滑に移動ができてどうのこうのと書いてあります。円滑に、先ほどバリアフリーをまず先で、ってあるんですけど、もうできない、絶対できないですね。視覚障害者が1人でじゃあ自由に動けるかって、絶対あり得ないし、そこを追求したら多分できないと思うんです。やっぱりその心のバリアフリーじゃないけど、人の力と、人を育てていったほうが全然早いかなど。ただ、その人を育てていくにも、もう45年ぐらい前からずっと今後は早くしてどうのこうのと、理解しましょうと言っている時代があってから、もう何だかんだそんなに時代がたっても、まだこういうことを言っているというのがすごく悲しいんですね。それを考えていくと、日本って、やっぱり障害者というのは外に出さない、家の中にしまっておきたいというその部分から来ている。それが全て入れ替わるまでは、無理なのかなと。そんなちょっとね、ちょっと冷めたというかそんな感じがしています。

あと、まちをつくっていく。本当にこれ、東京都に言いたいんですけど、私たちは地元で一生懸命、地元を一生懸命よくしようと思ってやっています。だけど、区道と都道、国道と入ったときに整備がなかなか一緒にできていかない。その部分で、区道のほうの、例えばですよ、点字ブロックを整備しても、そこに都道のほうにつなげていこうと思って一生懸命考えて、じゃあこうしようと言った。一步でも都道に入ったら、東京都の許可がなかったらできないと言われちゃうんですね。区のほうの設計する人も、もう本当もう泣きたいよという感じで、どうしたらいいみたいに来ると、お願いだから東京都と地元、仲よくしてと。あなたたちが仲悪いと当事者が困っちゃうからと、本当に言いたいと。そこの部分、担当される方たち、もっと障害者のことを本当に一緒になって中に入ってきてほしいなと思います。

さっきのWebのほうで、何でもかんでももうそこに情報が載っていても、できる人は簡単かもしれないけど、できないんですよ、はっきり言いまして。それも本当にやっているところを見て、それが分かったら、きっと、うーんという、そういう何か、とても嫌な人間になっているんですけど、とても一つ一つが否定的なんです。だから、あまりしゃべらないほうがいいのかなどと思って、いつも黙っていました。申し訳あり

ません。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。私も同じですから、ご心配しないでください。そして、やっぱり区と都の関係ですね。これはとても重要なので、どこかで書けるように、少し事務局とも調整をさせていただきたいと思います。もちろん道路だけの問題ではないんですけれども、先ほどの助成事業等も含めてそういうこともあるかもしれませんけども、いろいろとありがとうございました。

最後にとってもいいお話をいただきましたので、お礼申し上げたいと思います。

それでは、ちょっと時間の関係もありまして、これで議事については終了させていただいて、そのほかのご意見とかまだまだあるかと思しますので、そちらのほうは、事務局のほうで少しご案内をしていただければというふうに思います。

議事につきましてはこれで。その他について、案件がありましたでしょうか。大丈夫ですか。はい、分かりました。

それでは、これからのことも含めて、マイクのほうを事務局に戻させていただきますので、よろしくご案内をお願いしたいと思います。皆様、ありがとうございました。オンラインの皆様もありがとうございました。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

委員の皆様には、本日も貴重なご意見の数々、賜りまして、大変ありがとうございます。今日いただいたご意見を本日お示しさせていただいた意見具申の素案に反映をいたしまして、部会長と調整をさせていただいた上で、修正案ということで、できるだけ皆様のところに早くお送りさせていただければと思います。その修正案につきましては、次回の第5回の専門部会でまた意見交換をしていただければと思います。

本日、言い足りなかったところをちょっと時間の関係もございましたので、ある方は会議終了後、特に期限は設けませんので、随時、もうこういう点も加えたほうがいいんじゃないかということですか、ちょっとこの書きぶりは誤解を招いてしまうとか、適切じゃないということのご指摘も含めて、賜ればと思いますので、メールでも電話でもどういう手段でも構いませんので、ぜひお寄せいただければと考えております。

それで、次回の第5回の専門部会につきましては、日程調整にご協力をいただきましてありがとうございます。日程については、令和4年12月26日、10時から12時までということで決定をいたしましたので、ご予約の確保を恐れ入りますがよろしくお願いいたします。

次回までの案内については以上でございます。

また、会場にご参加の方につきましては、冒頭申し上げたとおり、机上の資料のうち5点の冊子につきましては、事務局で回収をいたしますので、そのまま置いていただいております。

それでは、これをもちまして、福祉のまちづくり推進協議会第4回専門部会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

(午後12時10分 閉会)